

2018年（平成30年）3月8日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

市民センターの施設の運営及び維持管理に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2018年（平成30年）2月23日付けで諮問（第909号）された市民センターの施設の運営及び維持管理に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項ただし書の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (4) 条例第12条第5項ただし書の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (5) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。
- (6) 条件については、「3 審議会の判断理由」に述べるところによるものとする。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由、目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

善行市民センター・公民館は、1979年（昭和54年）に旧耐震基準で建設された施設であり、老朽化が進み、安全性の確保の観点からも再整備を進める必要があり、また、郷土づくり推進会議の前身となる地域経営会議から建て替えに関する提言書が提出されている。

これを踏まえて、藤沢市公共施設再整備基本方針及び藤沢市公共施設再整備プランに基づき、市民センター・公民館のほか、市民図書室、地域包括支援センター、地区ボランティアセンター、防災備蓄倉庫の機能を含めた複合施設として再整備を図るため改築を行うものである。

改築後については、施設の管理・運営上、休日及び夜間等の時間外で使用していない時間帯は、今年度行なっている実施設計の中で、機械警備にて施錠を行なうセキュリティ対策を計画している。

更に、取り扱っている個人情報の保護や防犯及び事故への対策として、施設敷地内に防犯カメラを設置することが、犯罪の未然防止と抑止、及び状況把握に有効であると考ええる。

また、施設内には利用者の安全性を確保し、安心して利用してもらうために、録画機能のない見守りカメラを設置し、死角をなくすことで、施設内の状況を効率的かつ明確に確認することに有効であると考ええる。

こうしたことから、善行市民センター・公民館改築実施設計において、防犯カメラ、録画機器及び見守りカメラを設置する計画としていることに伴い、個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、また、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく個人情報の照会について、本施設内で発生した窃盗、器物損壊又は建造物損壊、放火の捜査に限り、目的外提供及びそれに伴う本人通知の省略ができるものとする包括的取扱い等について諮問に至ったものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

防犯カメラ映像データ録画の目的は、複合施設での盗難や器物損壊などを防止するために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法では、この目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものである。

また、見守りカメラの目的は、施設の死角になる箇所の利用者の見守りや安全確認を行なうためのものであるが、撮影対象区域には不特定多数の利用者が立ち入るため、撮影対象者を限定することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものである。

イ 本人以外のものから収集する個人情報

防犯カメラ映像データ及び見守りカメラ映像データ

(3) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報は、防犯カメラ映像データ及び見守りカメラ映像データであり、当該映像データ上に記録された情報で、個人を特定

することは事実上困難であることから、通知の送付先が特定できない。

なお、防犯カメラ・見守りカメラ撮影区域には、カメラを設置している旨の表示をし、周知を図る。

以上のことから、本件に係る本人通知を省略するものである。

(4) 個人情報を目的外に提供する必要性について

ア 刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく個人情報の照会については、当該施設で発生した窃盗、器物損壊又は建造物損壊、放火に限り、目的外提供を行うことができるものとする包括的な取扱いをする必要があると判断したものである。なお、映像の提供記録については、5年間保存する。

イ 目的外の提供先

司法警察職員として職務を行う者、検察官及び検察事務官

ウ 目的外に提供する個人情報

防犯カメラ映像データ（必要最低限の範囲に限る。）

また、目的外提供についても、犯罪捜査のために捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく照会を受けた場合の「個人情報の目的外提供についてのガイドライン」（資料2）に基づく運用を行う。

(5) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

目的外に提供する個人情報は防犯カメラによる映像であり、当該映像で確認される情報で個人を特定することは事実上困難であることから、通知の送付先が特定できない。

また、本人が特定できた場合でも、本人通知をした場合に捜査機関の捜査に支障が生じる場合があることも考えられる。

ただし、防犯カメラの撮影区域には、犯罪捜査のため映像の目的外提供があり得る旨を表示し、周知を図る。

以上のことから、本件に係る本人通知を省略するものである。

(6) カメラの設置箇所及び台数について

ア 防犯カメラ

正面入口1台及び職員通用口1台

イ 見守りカメラ

1階6台、2階5台及び3階3台

(7) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理をする必要性

防犯カメラの映像保存については、データの蓄積容量も多く長期的に使用しても映像が劣化せず、必要な部分の映像の取り出しも容易なハードディスクを採用し、コンピュータ処理を行う。

イ コンピュータ処理をする個人情報

防犯カメラ映像データ

ウ システムの機器構成

設置機種 資料3のとおり

設置箇所 資料4のとおり

エ 安全対策及び日常的な処理体制

安全対策としては、録画機器は管理事務室に配置し、転倒防止を施したラックにネジ留め等にて固定することで持ち出しを防止する。

また、操作を行う際にはパスワードの設定で管理することで、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ取扱者以外には利用できないよう利用者を制限する。

日常的な管理としては、条例、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程及び藤沢市情報セキュリティポリシー(基本方針)の定めるところに従い、適正に取り扱うこと及び「善行市民センター・公民館」防犯カメラ運用基準の定めに従い管理するものとする。

なお、設置機器は保存期間である7日間を超えない期間分の映像データをハードディスクに保存し、順次上書きがされるようになっている。

また、防犯カメラで撮影した映像データの情報提供の際の検索・出力以外には、録画された映像は使用しないものとする。

(8) 実施時期

2019年(平成31年)12月

(9) 添付書類

- ア 「善行市民センター・公民館」防犯カメラ運用基準
- イ 個人情報の目的外提供についてのガイドライン
- ウ 設置機種
- エ 設置箇所
- オ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(6)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、防犯カメラ映像データ収集の目的は、複合施設での盗難や器物損壊などを防止するために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法では、この目的を達成することが困難であること、また、見守りカメラの目的は、施設の死角になる箇所の利用者の見守りや安全確認を行なうためのものであるが、撮影対象区域には不特定多数の利用者が立ち入るため、撮影対象者を限定することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものであるとしている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、本人以外のものから収集する個人情報は、防犯カメラ映像データ及び見守りカメラ映像データであり、当該映像データ上に記録された情報で、個人を特定することは事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないとしている。

なお、防犯カメラ・見守りカメラ撮影区域には、カメラを設置している旨の表示をし、周知を図るとのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) 個人情報を目的外に提供する必要性について

実施機関では、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく捜査関係事項照会書により目的外提供を求められた場合には、当該施設で発生した窃盗、器物損壊又は建造物損壊、放火に限り、当該施設の管理運営を担う管理者が適当と判断した場合には目的外提供を行う必要性があるとしている。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。

(4) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、目的外に提供する個人情報は防犯カメラによる映像であり、当該映像で確認される情報で個人を特定することは事実上困難であり、通知の送付先が特定できないこと、また、本人が特定できた場合でも、本人通知をした場合に捜査の遂行に支障が生じる旨を捜査機関に確認できた場合に限り、本人通知を省略するものとするとのことである。

なお、防犯カメラの撮影区域には、犯罪捜査のため映像の目的外提供があり得る旨を表示し、周知を図るとのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(5) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、防犯カメラの映像保存については、データの蓄積容量も多く、長期的な使用においても映像が劣化せず、必要な部分の映像の取り出しも容易なハードディスクによるコンピュータ処理を行うとしている。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策及び日常的な処理体制

実施機関では、安全対策として、次のとおりの措置を講じるとしている。

(ア) 録画機器は管理事務室に配置し、転倒防止を施したラックにネジ留め等にて固定することで持ち出しを防止する。

(イ) 操作を行う際には、パスワードの設定により、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ取扱者以外には利用できないよう利用者を制限する。

(ウ) 日常的な管理としては、条例、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程及び藤沢市情報セキュリティーポリシー（基本方針）の定めるところに従って適正に取り扱い、また「善行市民センター・公民館」防犯カメラ運用基準の定めに従い、管理するものとする。

(エ) 設置機器は保存期間である7日間を超えない期間分の映像データをハードディスクに保存し、順次上書きがされるようになっている。

(オ) 防犯カメラで撮影した映像データの情報提供の際の検索・出力以外には、録画された映像は使用しないものとする。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

(6) 条件

資料1の運用基準に目的外提供に伴う本人通知の省略に関すること及び見守りカメラは録画しないということを明記するとともに、第4条第7号の「ネットワーク」を「外部ネットワーク」に修正すること、また、見守りカメラの設置台数及び場所について見直し、後日報告することを条件とする。

以 上